

「担保株式管理サービス利用約款」の新旧対照表

平成 30 年 4 月 1 6 日

(変更箇所は下線で示しております)

改定後(新)	改定前(旧)
<p>第 19 条 (免責事項)</p> <p>本約款第 5 条(譲渡担保契約にかかる担保株式の管理)における担保権設定者を特別株主として発行会社等に通知等することの申出または本約款第 6 条(質権契約にかかる担保株式の管理)における担保権設定者を株主として、または担保権者の情報を発行会社等に通知等することの申出について、その通知等にかかる手続が完了するまでに要した期間に関して生じた損害。</p>	<p>第 19 条 (免責事項)</p> <p>本約款第 5 条(譲渡担保契約にかかる担保株式の管理)、および本約款第 6 条(質権契約にかかる担保株式の管理)における担保権設定者または担保権者を株主として発行会社等に通知等することの申出について、その通知等にかかる手続が完了するまでに要した期間に関して生じた損害。</p>
2018年4月	2011年4月

以上